

○公述人6：大橋 宏・鈴木 伸之

【公述人（大橋）】地権者トラストの会事務局長の鈴木伸之と申します。それと事務局の鈴木伸之です。2人でもって、今日は公述させていただきますけれども、実際にしゃべるのは私大橋が担当いたしますので、よろしく願いいたします。座ってしゃべらせていただきます。

ただいま田中さんが、OHPもしゃべる内容も大変高度な内容を発表しましたので、そのあとに続く私が小学生並みのOHPとしゃべりなんで、皆さんちょっと気軽に聞いていただければと思います。

トラストの会は、住宅地を通る高速道路はいらないと考える地域住民が、環状南線が都市計画決定される前年の平成6年に設立しました。そして、会員の出資により、道路予定地の中に3か所のトラスト地を設定して本日に至っております。

すみません、それじゃ消してください。

3年前、平成24年の2月17日、18日に、圏央道の公聴会が埼玉県の桶川市で開かれました。その公述の中で、公述の質問に対して起業者が答えてるんですけども、この説明会開催の前に、権利者の方々に対しては、事業認定申請手続を開始せざるをえない状況になりましたよというご説明にも上がっているところがございます。ですから、ある日突然、事業説明会をやりますよという通知をポーンと送って初めて知らせるということじゃなくて、もう事前にも、とにかくお知らせには上がってるということ、ここでは話してるわけですね。

ところが、昨年3月17日に、横浜の環状南線の事業説明会が行われましたけども、この時の事業説明会資料では、用地取得率は80%になってます。これは、最初の比留間会長が指摘したように面積ベースとうたってます。事業者、国土交通省で、用地取得率は地権者ベースで行うというものを、それでは44%しかなくて、とても収用手続に入れないもんですから、面積ベースで80%を超えたということで、うそをついて収用手続に進んだわけです。

私のように、トラストの地権者の中には、用地交渉を一切受けずに、収用手続に入ることを新聞公告で初めて知った人が大勢います。このことは人権無視の憲法違反であります。

このあと、情報公開で入手した資料を使って、具体的に指摘してまいります。

一昨年、平成25年11月20日ごろに、トラストの理事のもとに、地権者の方から、国土交通省の下請けの業者と名乗る人から電話が来た、下請けの業者が訪問してきたが、どういうことだという問い合わせが相次ぎました。そこで、国道事務所の用地課長を朝日平和台の自治会館に11月22日の日に呼んで、経緯の説明を受けました。

そこで用地課長は、事業に対する意向を把握するため、業者2社に業務発注していると答えがありました。私たちトラストの会は、土地を売らないとして設定しているんだから、地権者個別に交渉しても一切効果はないと、税金の無駄遣いだからやめると、その場で申

し入れました。

しかし、その後も、業者による地権者への働きかけはやみません。年の瀬も迫った12月の25日に、三ツ沢の国道事務所へ、こちらから行って申し入れを行いました。当日は用地課長が不在となるということなので、前日に、このように3項目、質問事項をファックスを入れました。まず1番として、当会地権者への働きかけの目的と効果について、委託計画の予算と実施時期、現在までに働きかけた人数、これを当日答えられるように用意しといてくれということで伺いました。

しかし、対応した用地対策官は、買収交渉については、土地の権利者すべてに対して個別に行うことを原則としている、また、トラスト地と他の土地の取扱いを区分せず、すべての権利者に対して通常の手法で協力を行うことが、公平かつ平等なやり方であると答えただけで、具体的な数字の回答は一切ありませんでした。どのような契約で業者が動いているのか不明なために、下請け業者との請負契約書を情報公開で入手しました。

まずA社の契約書です。契約金額は、あとで追加契約になってますので、トータル2845万5000円になります。こちらがB社の契約書です。こちらもやはり追加契約で、金額は1467万9000円になります。

それで契約期間が、これでは平成25年12月27日までになってますけれども、2回の追加変更契約で、結局は、年度末の26年3月31日まで一応延びています。

添付された仕様書により、A社は田谷のトラスト地、地権者201名を担当していることが分かりました。それからB社が原宿のトラスト地、地権者151名を担当することが分かりました。

そして仕様書の中に、第15条で9項目の補償説明業務でやる項目が決められています。それから16条では、説明は1回30分で3回行うとなっています。17条では、交渉を行ったら交渉記録簿を作ることになっていますけれども、そこには交渉時間を記入すると、ただし雑談等は除くとなっています。19条の1番では、面接は2名以上で行う。19条の2で、日時、場所を地権者の都合を聞いて決めてから伺うと、細かく決められています。

ところが、これでは、実際にどういう交渉を行ったのか、分かりません。それで、私も地権者の会でトラストの地権者の方に、アンケート調査を行いました。また、それとは別に、交渉記録簿を情報公開で入手するように手続もとりました。

まずアンケート調査のほうですけれども、これは、トラストの会長から地権者の人への案内状です。実際には6月という形で、けっこう期限が、実際に交渉が行われたのから日にちがたってからのアンケートにはなっています。

これが回答のはがきです。これは、丙さんからいただいた回答はがきなんですけども、4の1番の「電話も文書投函も訪問も無い」という形で○がついています。

この回答を集計したものが、こちらになります。田谷の回答101名、それから原宿の地区の回答49名に対して、働きかけがないと答えた方が田谷で22名、原宿で12名と、2割以上の方が働きかけはなかったと答えています。

続いて今度は、情報公開で得た交渉記録のほうに移ります。

田谷トラスト地の分が471枚、原宿トラスト地の分が247枚と膨大な枚数なんですけども、実際には、交渉年月日それから交渉時間以外は黒塗りでつぶされていて、何が交渉されたのか分かりません。さらに、交渉先の相手先の名前も塗りつぶされているものが、田谷でもって196枚、原宿では少ないんですけども9枚ありました。このために、田谷で56名の方、原宿では3名の方については、いつ来たのか、電話があったのか、そういう交渉内容が分かりませんでした。

こちらが、訪問日別に集計した田谷の集計表なんですけども、ここで見ていただくように、面談時間が1から5分が429件で、ほとんどですね。それで面談回数1回が54名、2回が59名、こちらでもって113名と、もう半数以上になります。トータルの面談の平均時間1件当たり4.4分になります。

B社の集計です。こちらも11月の18日から3月の1日まで延べ19日間で、5分以内が115件で、面談回数1回30名、2回が20名と、72名の内50名は、もう2回以内です。ただ、先ほど151名と言いましたけど72名になってます。これは、原宿のトラスト地は、私どもの地権者の会以外に、もう一団体が同じように共有登記してます。そちらの分は一応省いて、72名だけの集計で行っております。こちらの面談時間は、1件当たり3.9分になります。

これは、もうその集計に使った、実際に開示された用地交渉記録そのものなんですけども、1月の9日の日の12時16分から18分までの2分間、交渉時間ですね。甲さんのところに行ってます。交渉内容は1行。何の交渉になってるのか分かりません。

この時の、甲さんからいただいた業者の挨拶状です。留守宅に置いていった案内状ですね。

次も同じ甲さん、今度は、1月の18日16時30分から35分の5分間。同じ1行です。皆さん想像するように、今日も残念ながらお留守でしたと書かれています。

これは、別の乙さんになります。やはり交渉内容は1行ですね。この方は、アンケート調査で回答の中で、とにかくきっちり日付を記録されてる方だったので、留守宅に訪問してきたというのをアンケートの中で答えられています。結局、交渉内容1行、多分、留守宅訪問と思われるのがA社では半分近い229枚もあります。B社は、それより少ないんですけど、41枚ですね。

B社の交渉記録で問題なのは、どこにも印鑑ないんですね。業者の印鑑もないんですよ。自分が出すのに責任も持ってない。それにA社、B社とも同じなんですけども、開示された718枚、国道事務所の印鑑、担当者の印鑑もありません。交渉したら、すぐに作って報告することになってるのに、それを受け取った担当者、判こも押さないで、そのままほっぽってるんですかね。ほっぽって捨ててるわけじゃないですね、情報公開で718枚出てきたんですから、ドーンとどっかに置いてあった。ただし、もうそれだけで、とにかく記録さえ出してもらえば、それでいいんだという意味のないものであるということは、と

にかく分かります。

これは、先ほどのアンケートで、業者の働きかけはないと答えた丙さんの交渉記録なんですけれども、実際には1枚あったんですね。丙さんに確認したら、ああ、そういえば電話があったかもしれないなと思い出されたんですね。こんだけ何行にもわたって交渉記録ありますけれども、その内容というのは、もう半年もたったら忘れてしまうような、多分、軽い内容だったんだと思います。

黒塗りでは、何が交渉されたのか分からないので、田谷の地権者それから原宿の地権者で業者からの働きかけはなかったと答えた22名、12名の内、実際には黒塗りの交渉記録があった方に、個人情報の開示請求を行っていただきました。めんどくさいんですね。身分証明書コピー、それに住民票のコピーまでいるんですね。それを付けて情報の開示請求を行いました。

これは丁さんの記録です。最後のところに、挨拶文を受け取ると、背を向けて家に戻ったとあります。結局、交渉は何もしてないわけです。もうとにかく忙しい、とにかく受け取って、そのままうちに入ってしまったと。これで交渉記録になるわけですかね。

次は、電話での交渉記録ですね。先ほどの黒塗りは同じなんですけども、ずらずらと書いてあるのは、とにかくやり取りなんですね。電話して、とにかく一度お伺いしたいんですけど、いや、もうとにかく年取ってるから、もう来ないでいいよと、それじゃあ、また電話しますよって。電話しますよじゃないんですね。次の日に訪問してるんですね。1名で行ってますから、面接は2名以上で行うという、とにかく仕様書にも反してるわけです。こんなふうな、交渉にもならないわけですね。

続いて、これは私の個人情報公開請求なんですけども、私と、それからあと地権者の理事2人については、とにかくポストに挨拶文も入ってないし電話も来たこともないし、絶対に交渉はなかったはずだと確信を持った上で、とにかく。でも、先ほどの訪問先のない黒塗りの中に紛れ込んでるかもしれないといけないんで、極端なと言いますと、作文で作ったのではないかと疑ったわけです。それで公開請求を行いました。

そしたら、多分ないと思ってたのが、あったんですね。それも、私の分だけで16枚ありました。

これは冒頭お話しした、11月22日の用地課長を朝日平和台に呼んだ時の会議の議事録です。これが用地交渉記録になってます。これが枚数で3枚。

こちらは、12月25日に国道事務所に行った時の会議の議事録ですね。これが6枚あります。

これが、年開けて1月8日の日に、私が用地対策官に、じゃあ、11月25日の返事いつくれるんだと電話した時の記録です。1枚ですね。それで、約束の期限の1月31日に電話して、用地課長は出かけてますと対策官が電話したんで、じゃあ、連絡取って電話よこせと言ったんですね。

これ、とんでもないことが書いてあるんですよ。用地課長と連絡を取れたのに、大橋に

は、今日は連絡取れないから、来週月曜日の2月3日に課長から連絡するように言っておきますよと、こんなこと出す必要ないわけですよ。そんなの、これボツにすればいいものを、何でこんなとこに出していくんですか。こんなうそを、自分たちはついてますよって堂々と認めてるわけですよ。人をばかにするのも、いいかげんにしてほしいと思います。ありがとうございます。

ここまでの説明で、もう国道事務所が業者に行かせた補償説明業務や説明が、もう交渉にもなってないことがお分かりいただけたと思います。

結論として、地権者にきちんとした交渉の説明もせず、うそとごまかしに満ちた事業の進め方で土地収用手続きに入ることは、財産権を保障した憲法29条に違反する違法な行為であり、事業認定申請は即刻取り下げられるべきであります。

以上で公述を終わります。ありがとうございました。